



## 第12回全国和牛能力共進会 鹿児島大会発会式の開催について

公益社団法人全国和牛登録協会 会長理事 向井文雄

昨年1月にわが国で初めて新型コロナウイルス感染者が発生して以来、いつしか1年半が経過しました。緊急事態宣言や蔓延防止等重点措置が繰り返し発令され、長期間にわたる非日常下での社会生活が強いられてきました。小康状態と感染ピークの繰り返しにより、RNAウイルスの特徴である変異型ウイルスが次々と生じるなど今なお収束の兆しが見えず、過剰自粛を強いる同調圧力などの風潮も深刻な社会問題として表面化しています。ワクチン接種が加速され、今年中に国民の多くの接種が完了し、集団免疫効果から感染が鎮静化して普段の日常が戻ることを願っております。近年の創薬技術の進展はめざましく、ワクチンならびに治療薬の開発も進められているとのことで、新たなパンデミックへの対処策が早急に確立されることを期待したいものです。

この様な状況下で、令和2年度は、国をはじめとした地方自治体や農業団体の生産基盤強化対策による増頭対策を受けて、登録頭数が78,913頭と10年ぶりに8万頭の大台に迫り、登記頭数は509,553頭と7年ぶりに50万頭を超えました。会員はじめ関連農業団体の皆さんの和牛の改良増殖への取り組みの賜物とお礼申し上げます。

世界的なパンデミックによるインバウンドの消滅、外出の自粛、飲食店の休業要請や時間短縮など、牛肉消費量の減退により枝肉価格の下落を招き、子牛価格の低迷が懸念されましたが、コロナ対策や通販、輸出の堅調さにより昨年10月頃からは子牛価格も回復基調に転じ、本年上半期は新型コロナ禍前と同程度の水準で推移しております。牛肉輸出実績を見ると、世界的な新型コロナ・パンデミック下でも、牛肉輸出重量は右肩上がりに推移し、昨年の輸出額は289億

円と前年をわずかに下回ったものの、本年1～6月期実績は昨年同期の2倍以上に達し、農水産物のなかでは第一位を占め、改めて国内外での和牛ブランド力の強さがうかがえます。

----- ◇ -----

6月25日第75回通常総会後、第12回全国和牛能力共進会鹿児島大会の発会式が京都市において開催され、いよいよ1年以上にわたる第12回全共の幕が上がりました。

高度経済成長期を迎えた昭和41年、岡山県において「和牛は肉用牛たりうるか」という今日からは想像できないテーマを掲げて第1回全国和牛産肉能力共進会が開催、次いで昭和45年第2回鹿児島全共では「日本独特の肉用種を完成させよう」をテーマに農用牛から肉用牛への脱皮が急がれ、昭和52年第3回宮崎全共において「わが国独特の肉用種」としての完成宣言がなされました。以後、全共の場では、時代に応じた改良増殖を進めるために審査基準を見直し、統計遺伝学理論に基づく種雄牛の産肉能力検定方法や種牛の育種価評価法などを取り入れ、改良進捗を確認しながら新たな和牛像を構築するなど和牛改良にとって極めて重要な役割を果たしてきました。



第12回全国和牛能力共進会発会式

全共の歴史は、肉用種への転換から世界の肉用種への成長の歩みであり、鹿児島県での全共は、肉用種の完成を目指した第2回鹿児島全共以来、2回目の開催となります。奇しくも開催テーマは「和牛新時代 地域かがやく和牛力」であり、半世紀を経て世界の肉用種に成長した和牛の新たな出発となる全共であり、隔世の感を禁じえません。

同時に、消費者ニーズだけではなく、和牛生産環境の多様化に適応した持続性が求められる時代に、生産性の向上にむけた取り組みを強化する場でもあります。第12回鹿児島全共では、繁殖・肥育両面からの生産効率の向上やそれを支える多様な系統の維持造成への取り組みを狙った出品区や出品条件が設定されています。さらに「脂肪の質評価群」を新設して和牛肉の新たな価値観を醸成・普及し、日本の食文化を支える和牛の魅力を多くの消費者や担い手たらんとする若者に伝える和牛界あげての祭典であります。

参加する道府県は41とこれまででもっとも多大会となり、最終比較審査会場には種牛の部に265頭、肉牛の部に169頭、担い手養成のための「高校及び農業大学校」の特別区には25頭の出品が予定されています。メインテーマ「和牛新時代」にふさわしい新たな価値観の醸成・普及を目指すには、分子遺伝学や統計遺伝学、情報処理技術などの最新の知見、技術を活用した選抜交配手法の有効性を検証し、登録事業に組み込んでいくことが不可欠でしょう。DNA情報を活用した繁殖性や飼料の利用性、美味しさに関わる新たな食味形質を取り組んだ育種改良にむけて百尺の竿灯を一步進めるべき全共であり、11回という歴史を刻んできた全共に新たな足跡を刻んでいただけるものと確信いたしております。最終比較審査までの1年余が地域の活性化に向けた基盤を整備し、将来の改良に向けた種を播く期間であり、新型コロナの感染への懸念が払拭されない状況ではありますが、一層のご尽力をお願いいたします。

----- ◇ -----

和牛の価値は、脈々とつながれてきた血統（遺伝子）であり、登録制度を通じてそれらを有効に活用してきたと言っても過言ではありません。足らざるを、受け継がれてきた遺伝子群を巧みに組み合わせるポリッシュアップするのが選抜・

交配であり、伝統的に外貌の諸特性と性質温順・長命連産・強健持久性・飼料の利用性・産肉性とくに良質な高級肉の割合が高い「枝肉の質」との関わりを代々追求してきた取り組みが結実し、知的財産価値として法的にも保証されているわけです。今日種を播いても実りは10年、20年後になるかもしれませんが、これこそが和牛の歩んだ改良の歴史であり、10年以上も前に脂肪交雑向上を願って蒔いた種の果実である種雄牛や雌牛集団の遺伝的能力向上を今日享受しているわけです。目下の利益優先、先の話は関わりがないという言葉も聞きますが、目下は過去の反映であり、現在は未来の鏡であることを肝に銘じなければなりません。孔子の説く「遠きを慮り無くんば 必ず近き憂いあり（論語衛霊公）」は今日も色褪せることはありません。

巨大化する自由貿易圏の一員としてわが国農業は資本の経済原理が支配する厳しい資源競争に直面することになります。さらに近年の異常気象に加え、人、家畜ともに伝染性感染症に見舞われ、息つく間もなく対応に翻弄される日日ではありますが、このような社会生活環境であればなお一層、農が自然との共生、食料の自給、地域の自立という根本にかかわる営みであるという認識を全ての人々と共有しなければなりません。厳しい生産環境が想定されますが、一步一步課題を解決することにより、わが国農業の柱として、国内外の多くの消費者のニーズに応え、生産農家の経営面で主役としての役割を果たし、品質面で国際的に競争力のある産業となりうるとの信念の下、和牛新時代を切り開いていかなければならないでしょう。

### 役員交代のお知らせ

令和3年6月25日の第75回通常総会において理事の選任が行われ、同日開催の理事会において副会長が決定されましたので、お知らせします。

(新任)

副会長	春田 和則	非常勤
理事	安齋 彰洋	非常勤

高橋修前副会長、鮫島忠雄前理事は退任いたしました。

# 令和2年度登録関係統計より

現在、全国で飼養されている繁殖雌牛の状況を調査しました。

令和3年7月現在で、全国で飼養されている繁殖雌牛は、黒毛和種582,882頭、褐毛和種（高知系）848頭、無角和種77頭です。

## 登録種類別頭数

品種	登録区分	頭数（割合）
黒毛和種	基本登録	285,915 頭（49.1%）
	本原登録	288,141 頭（49.4%）
	高等登録	8,826 頭（1.5%）
褐毛和種	基本登録	690 頭（81.4%）
	本原登録	148 頭（17.4%）
	高等登録	10 頭（1.2%）
無角和種	基本登録	77 頭（100%）

## 繁殖雌牛の父牛別頭数 （上位10頭、黒毛和種）

父牛名号	頭数	割合（%）
安福久	67,762	11.62
百合茂	44,454	7.62
美国桜	28,911	4.96
華春福	28,356	4.86
勝忠平	24,316	4.17
美津照重	20,231	3.47
幸紀雄	17,219	2.95
隆之国	16,279	2.79
美穂国	15,260	2.61
耕富士	14,817	2.54

## 初産月齢・分娩間隔の現状（黒毛和種）

	平均（標準偏差）
初産月齢（ヵ月）	25.3（5.25）
分娩間隔（日）	407.3（66.21）

## 令和2年度優良和牛改良組合の表彰について

「認定和牛改良組合および育種組合表彰規程」並びに和牛改良組合強化委員会の推薦に基づき、令和2年度の優良和牛改良組合の表彰を行いました。

### ①分娩間隔の部

組合内供用中雌牛の平均分娩間隔の平均値が全国の上位15組合を表彰しました。

- 北海道 浜益和牛生産改良組合
- 〃 安平町和牛生産改良組合
- 山形県 最上町和牛改良組合
- 岐阜県 南飛騨和牛改良組合
- 〃 郡上和牛改良組合
- 島根県 西いわみ和牛改良組合
- 長崎県 鷹島町和牛改良組合
- 〃 小値賀町和牛改良組合
- 〃 今福・調川地区和牛改良組合

- 長崎県 鹿町小佐々和牛改良組合
- 〃 宇久町和牛改良組合
- 〃 長崎西彼和牛改良組合
- 鹿児島県 根占町和牛改良組合
- 〃 屋久島和牛改良組合
- 〃 霧島町和牛改良組合

### ②分娩間隔・飼養管理技術の部

分娩間隔の育種価評価において組合内の農家の「農家の効果」が高かった5組合を表彰しました。

- 北海道 新冠町和牛生産改良組合
- 〃 新ひだか町静内和牛生産改良組合
- 〃 浦河町和牛生産改良組合
- 兵庫県 美方郡和牛改良組合
- 〃 養父市和牛改良組合

# 子牛登記取扱方法の改正について（お知らせ）

令和2年10月に、和牛遺伝資源の適正な流通管理及び知的財産としての価値の保護強化を目的として「家畜改良増殖法の一部を改正する法律」及び「家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律」が施行されたことを受けて、当協会におきましても「子牛登記取扱方法」を改正し、登記申請牛の人工授精時の授精証明書・精液ラベル及び受精卵移植時の移植証明書と受精卵証明書の取り扱いと、受精卵生産時の人工授精に関する授精証明書の保管と提出について、改めて規定いたしました。

会員の皆様におかれましても、引き続き、和牛が誇る血統の正しさと知的財産としての価値の維持、信頼と品質の確保のための取り組みについて御理解と御協力をお願いします。

## 子牛登記取扱方法（令和3年7月1日施行・抜粋）

※改正部分

（交配等に係わる事項）

第2条 規程第7条に定める子牛登記を行う場合は、次の交配条件及び証拠書類を満たさなければならない。

- 2 共通条件としては、以下を満たすもの。
  - （1）交配又は採卵される雌牛は、本会の登録（登記）牛であるもの。
  - （2）交配、採卵又は移植の際、鼻紋等により対象となる雌牛の個体確認がされたもの。
  - （3）家畜改良増殖法に定められた書類については、その様式に従って発行されていること。また、交配に使用される精液や移植される受精卵は、法令に基づき適正に生産並びに使用、流通したものであること。
- 3 通常産子は、以下の条件を満たすもの。
  - （1）人工授精
    - ① 同一発情期に授精する種雄牛は1頭のみとし、種雄牛が特定できるもの。精液ストローを分割や分注しての使用は認めない。
    - ② 家畜人工授精師により、授精証明書（家畜人工授精用精液証明書又は精液採取に関する証明書及び、精液ストローの添付）が発行されたもの。また、授精証明書は授精の度に速やかに発行され、受胎までに要した授精証明書は全て保管されていることを原則とする。  
なお、自家授精の場合も同様とする。
  - （2）自然交配
    - ① 種付証明書が発行されたもの。また、受胎までの全ての種付について記録の追記または種付証明書の発行がされ、保管されていることを原則とする。
  - （3）雌雄混牧
    - ① 本会から、事前に「雌雄混牧地域の承認」を得ていること。
    - ② 種付された種雄牛が確認できるもの。
    - ③ 種付年月日、分娩年月日が確認できるもの
- 4 受精卵産子（以下、「ET産子」という。）については、以下のとおりとする。

受精卵移植においては、下記の項目を満たし、受精卵移植証明書（体内（外）受精卵移植証明書には体内（外）受精卵証明書又は体内（外）受精卵採取（生産）に関する証明書を添付すること）があるもの。

  - （1）受精卵生産は以下のいずれかのもの
    - 1）体内（外）受精卵生産
      - ① ドナーの遺伝子型検査  
ドナーは登録牛で、原則として受精卵製造時までに、「遺伝子型検査要綱」により、親子判定のための遺伝子型検査を実施していること。ただし、平成元年度以前に凍結受精卵が採取され、平成元年度までに廃用されているドナーの場合は、血液型検査成績報告書がなくても、その産子の登記を認める。
      - ② 同一発情期に授精する種雄牛は1頭のみであること。精液ストローを分割や分注しての使用は認めない。
      - ③ ドナーの所有者は、受精卵生産時の人工授精に関して授精証明書の発行を受けて保管し、協会から指示があった場合、授精証明書を提出しなければならない。なお、授精証明書は授精後5年間保管すること。
    - 2）と場卵生産
      - ① と場卵を活用して、体外受精卵を生産しようとするものは、予め支部長の承認を得ること。
      - ② 支部長は卵、受精卵等の個体管理が適切に行われる体制にあるか確認のうえ、適切であれば承認するとともに本会に報告すること。
      - ③ ドナーは個体確認（鼻紋）のうえ親子判定のための遺伝子型検査を実施したもの。
      - ④ ドナーは登録牛であるもの。
  - （2）移植
    - ① レシピエントに移植する受精卵は、原則として1個とする。
    - ② 2卵移植では、同じ父母から生産された受精卵か、同じ父母から生産された受精卵と同じ条件となる分割卵に限る。
    - ③ 追い（重ね）移植は原則として認めない。ただし、自卵の追い（重ね）移植で父牛が同じ場合は認める。
    - ④ レシピエントが本会登録牛以外で名号、登録番号等により牛を識別できるものがない場合は、受精卵移植証明書の体内（外）受精卵を移植した雌畜の名号の欄に個体識別番号を記入しておくこと。